

令和 7 年度 (令和 7 年 9 月～) 見附市保育料基準額表 (保育認定)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料 (1 人当たりの月額)	
階層区分		3 歳未満児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間
A	生活保護法 (昭和 む。) 及び中国残留 留邦人等及び特定 号) による支援給	円	円
B	A 階層を除き、 当該年度の 4 月	0	0
C	分から 8 月分ま での保育料の算	11,000	10,800
D1	定にあつては前 年度分の、当該	13,000	12,800
D2	年度の 9 月分 から 3 月分まで	15,000	14,700
D3	の保育料の算定 にあつては当該	17,500	17,200
D4	年度分の市町村 民税の額の区分	19,000	18,700
D5	が右欄の区分に 該当する世帯	22,000	21,600
D6		26,000	25,600
D7		29,000	28,500
D8		32,000	31,500
D9		35,500	34,900
D10		37,500	36,900
D11		38,500	37,800
D12		41,000	40,300
D13		43,500	42,800
D14		47,000	46,200
D15		48,000	47,200

備考

- 保育料について、同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合は 2 人目の児童が半額となります。3 人目以降の児童は無料となります。(兄弟数は年齢が高い順に数えます。) 保育所の他に幼稚園や認定こども園等を利用している就学前児童も算定対象人数に含めます。ただし、世帯の階層区分が B 階層から D3 階層までのいずれかの場合、年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもの範囲内で第何子かを判定します。また、B 階層に認定された世帯については、2 人目以降を無料とします。
- 1 の規定にかかわらず、同一世帯において 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあ
る子どもが 3 人以上いる場合は 3 人目以降の 1・2 歳児の保育料は無料とし、2 人以上いる場合は 2
人目の 1・2 歳児の保育料は半額とします。
- ひとり親家庭等の世帯については、C 階層から D5 階層までのいずれかの場合、この表の D 階
層の額を適用し、2 人目以降の保育料は無料とします。
- 市民税所得割額は、配当控除、住宅手当等特別控除等の税額控除を控除する前の額で算定しま
す。
- 市が定める保育料の額が国の基準額に満たない場合は、国の基準額で算定します。

【多子世帯の 1・2 歳児の例】

子 A : 8 歳 (小学生)

子 B : 2 歳児

子 C : 1 歳児

→ 子 B の保育料は上記表の金額の半額、子 C の保育料は 0 円